

令和8年度鉛管対策業務委託に係る公募について

次のとおり受託者を公募します。

令和8年2月27日

香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター所長 那須 有紀子

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 令和8年度鉛管対策業務委託
- (2) 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (3) 業務委託の内容
 - ① 別添給水装置等管種調査業務特記仕様書のとおり
(鉛管有 7,300 件程度、鉛管無 15,200 件程度)
 - ② 別添舗装打換等に伴う鉛管取替業務特記仕様書のとおり (約 150 件程度)
- (4) 履行場所 香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター所管の高松市内
- (5) 委託限度額
 - ① 給水装置等管種調査業務 ¥4,203,650 円 (税込み・月払い)
 - ② 舗装打換等に伴う鉛管取替業務 企業団積算単価により精算する実績払い (月払い)

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 香川県広域水道企業団指定給水装置工事事業者であること。
- (2) 過去5年以内に鉛管取替工事の実績を有すること。(高松市で実績を有する者又は令和3年度以降に三木町・綾川町で実績を有する者は実績証明書等の提出は免除)
- (3) 舗装打換等に伴う鉛管取替業務については、同時に5班程度が業務を行える体制を確保できる事業者であること。(下請は禁止するものとする。ただし委託者が特に認めるものを除く。)
- (4) 高松市内に本社(本店)を有する者
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (6) 香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成30年香川県広域水道企業団告示第3号)に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限り)を受けた者
 - ③ 参加する事業者、企業団体の代表者及び構成員が、本業務に参加する他の事業者、企業団の代表者及び構成員でないこと。
 - ④ 国税及び県税に滞納がない者

3 応募方法

応募意思表明書（様式1）を高松ブロック統括センター給水課に持参又は郵送（期間内必着）により提出すること。

なお、電話、電報、FAX、電子メール、宅配便等は不可とする。

（受付期間）令和8年2月27日（金）から令和8年3月6日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法第178号）に規定する休日を除く。）

（受付時間）9：00～12：00、13：00～17：00

4 応募・質問先

〒760-8514 香川県高松市番町一丁目8番15号 高松市防災合同庁舎1階

香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター給水課（鉛管対策係）

TEL 839-2760 FAX 839-2763

5 説明会

説明会は開催しない。

6 質問の受付、回答

応募意思表明書を提出した者若しくは、提出を予定している者で、参加するに当たって質問事項がある場合は、次のとおり行うこと。

（1） 受付場所

4 応募・質問先の場所

（2） 受付期限

令和8年3月5日（木）午後5時

（3） 提出方法

質問書（様式2）を使用して、FAXで提出すること。なお、送信時には、質問書を送信した旨を必ず4 応募・質問先に記載の電話に一報すること。

（4） 回答

回答は、応募者資格要件に適合した者全員にFAXで送付する。

7 見積書依頼

応募資格要件に適合したものに対し、見積徴収を行い、予定価格及び各予定単価の範囲内で最も安価な見積書を提出したものを契約予定者とし、企業団が作成する契約書により契約を締結する。

8 その他

（1） 本件公募は、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となった時に、効力が生ずる。

（2） 参加者は、本公告のほか、会計規程、契約規程等の内容を遵守しなければならない。